

会員各位

桑三商第 48 号  
平成 30 年 8 月 13 日  
桑名三川商工会  
会長 伊藤 克彦  
(公印省略)

消費税軽減税率対応窓口相談等事業

桑名三川商工会

**税務研修会のご案内**  
『改正消費税法、軽減税率』について  
～軽減税率について学びましょう～

平成 26 年 4 月 1 日から、消費税が 8% に引き上げられましたところですが、さらなる消費税の引き上げと同時にその一部を 8% に据え置く、消費税軽減税率制度が導入予定です。消費税 10% への引き上げ時期（平成 31 年）にあわせて食品や、持ち帰り販売を行っている事業者だけでなく、会議等の茶菓などを購入するさいも軽減税率の適用となります。

また、適格請求書保存方式などの『**消費税改正**』セミナーにつき多数の参加をお待ちしております。

日 時 平成 30 年 10 月 25 日（木）18 時 30 分～  
 場 所 桑名三川商工会 多度本所  
 講 師 伊藤智哉税理士事務所（税理士）伊藤智哉  
 内 容 : 消費税法の一部改正  
       : 事業者が注意すべきポイント

申込方法 下記の申込書ご記入の上、10 月 10 日までに商工会へお申し込み下さい。

.....そのまま FAX で送信してください.....

申込先 多度本所 FAX 48-4884
-------------------------

セ ミ ナ ー 申 込 書

氏 名	
事業所名	
T E L	

主催 桑名三川商工会